

## 千葉市地域福祉計画推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、千葉市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各区地域福祉計画の推進状況を把握し、及び千葉市地域福祉計画の進捗状況を確認すること。
- (2) 地域福祉の推進のための取組及び地域福祉計画の見直しを検討すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関及び団体の代表者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 各区地域福祉計画推進協議会委員長
- (5) 公募による市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことがで

きない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(協議会の調査権限)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会に関する庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。